

# 鷓川・沙流川流域治水協議会の設置について

## 1. 設立趣旨（案）

## 2. 規約（案）

令和2年8月31日

# 鵜川・沙流川流域治水協議会

## 設立趣旨

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

## 鵜川・沙流川流域治水協議会 規約

### (設置)

第1条 「鵜川・沙流川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

### (目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、鵜川沙流川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の対象範囲)

第3条 協議会は、鵜川・沙流川流域における治水対策を対象とする。

### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 1 会長は協議会を代表し、会務を統轄する。
- 2 会長は室蘭開発建設部長をもってあてる。
- 3 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 鵜川・沙流川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

### (事務局)

第7条 協議会の事務局は、室蘭開発建設部治水課に置く。

### (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表

機関名	委員
室蘭開発建設部	部長（会長）
胆振総合振興局	局長
上川総合振興局	局長
日高振興局	局長
むかわ町	町長
厚真町	町長
占冠村	村長
日高町	町長
平取町	町長